

お知らせ版

令和元年
12月4日
発行

編集・発行
桑折町総合政策課

内容

- 桑折町民新年挨拶会
- 町道除雪にご協力を！
- クマに注意
- 年末年始のごみ収集
- 水道の凍結防止対策を！
- 令和元年台風第19号関連災害で被災された皆さんへ
- 旧伊達郡役所 臨時休館
- 自衛官候補生募集
- 令和2年度奨学生募集
- 令和2年度奨学金貸付制度
- 冬の奨学金貸付者募集
- 冬期水泳教室参加者募集
- 交通安全防止県民総ぐるみ運動
- 介護などによる住民票等交付の窓口延長
- 電話予約による住民票等交付の窓口延長
- こおりメルマガご利用ください
- オンラインID・パスワード発行の出張受付

年末年始のごみ収集

年末を迎え、大掃除で大量のゴミが出るのが予想されます。収集日と分別、ルールを守って出してください。

■可燃ごみの収集

年末 12月30日(日)まで

年始 1月6日(日)から

なお、1月6日(日)は大量のゴミが想定されますので、スムーズな収集のため、必ず収集日当日の朝から8:30までに収集所へ出してください。分散して翌週に出すことも検討願います。

※1月4日(土)は、桑折地区(追分地区を含む)の古紙・紙の回収日です。

■ゴミの直接搬入

伊達地方衛生処理組合清掃センターでは、12月29日(土)・30日(日)の2日間、不適ゴミを除く全てのゴミの直接搬入を受け入れます。大量のゴミの処分は直接搬入をお勧めします。

■受付時間

8:40～11:30、13:00～16:00
(30日(日)は15:00まで)

固生活環境対策課 エネルギー環境対策係 ☎ 582-2123

桑折町民新年挨拶会

自由に交流ができる立食パーティー形式です。お気軽にお越しください。

■日時 令和2年1月6日(月)
16:00開会(15:30受付開始)

■場所 JAふくしま未来桑折総合支店

■会費 2,000円(当日徴収)

■対象者 町内に「在住」または「在勤」の人

■申し込み・問い合わせ 役場 総務課 行政係 (☎ 582-2111)

■申し込み締切 12月13日(金)

■キャンセル締切 12月24日(火)

※以降は会費をいただきます。
(支払い先：役場 総務課)

■主催 桑折町民新年挨拶会実行委員会(桑折町商工会・桑折町・JAふくしま未来桑折総合支店)



町道除雪にご協力を！

町では、町道の除雪にご協力をいただける団体または個人に対して、**燃料や融雪剤などの支給を行っています。**

新たに除雪活動を申請される場合は、下記までご連絡をお願いします。
固地域整備課 管理係
☎ 582-2127



クマに注意

クマは里にも出没することがあります。クマとの遭遇を避けるため、次の点に留意してください。

- ①クマを里に寄せ付けないために
 - ・収穫予定のない柿の木などは伐採するか果実を除去する。
 - ・生ごみや廃棄野菜を放置しない。
 - ・ヤブを刈り払い、見通しを良くする。
- ②クマに出会わないために
 - ・クマ鈴やラジオなどを身に付け、人の存在をクマに知らせる。
 - ・早朝や夕方は、ヤブや果樹のある場所に近づかない。

固産業振興課 有害鳥獣対策係
☎ 582-2126

水道の凍結防止対策を！

これからの時期、給水管や蛇口、水道メーターが凍って水が出なくなったり、破裂する事故が多くなります。凍結を防ぐには、給水管や蛇口に使わなくなった古い毛布などの保温材を当て、その上からビニールテープをすき間なく巻きます。また、メーターボックス内は、発泡スチロールなどの保温材を水道メーターの周りに詰めると効果的です。凍結などにより、給水管や蛇口が破損したときは、メーターボックス内のバルブで水を止め、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。なお、町指定事業者については、町ホームページをご覧ください。

■水道メーター検針ができない時は、翌月精算します。

積雪により毎月の検針作業ができない場合があります。前年同月と同じ使用水量で請求させていただき、過不足分は翌月の検針で精算します。

固上下水道課 業務係 ☎ 582-1100



令和元年台風第19号関連災害で被災された皆さんへ

このたびの台風第19号関連災害により被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

税の減免申請について

今回の被害の程度に応じて、申請により税が減免されますので、お知らせします。なお、町で罹災証明書の交付を受けた人で、税の減免に該当する人には、申請書などを個別に郵送しています。

※【 】は減免割合です。

■減免の対象となる税額など

平成31年度（令和元年度）の町民税・固定資産税・国民健康保険税で、令和元年10月12日以後に納期が到来するものが対象です。

■町民税の減免について

災害により、下記の①から④のいずれかに該当する人が対象になります。

- ①納税義務者が死亡、または生活保護受給者となった場合【全部】
- ②納税義務者が障害者となった場合【10分の9】
- ③納税義務者が所有する住宅または家財が被害を受け、損害額がその住宅または家財の価格の10分の2以上（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く）で、平成30年の合計所得金額が1,000万円以下である人【前年の合計所得額に応じて8分の1から全部】
- ④農作物の減収により損失を受け、その損失額の合計額（農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、平成30年の合計所得金額が1,000万円以下である人（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く）【前年の合計所得額に応じて10分の2から全部】

■固定資産税の減免について

納税義務者が所有する「土地」「家屋」「償却資産」について、下記に該当する被害を受けた場合に対象となります。

- ①被害を受けた当該土地における被害面積の割合が、10分の2以上の場合【損害割合に応じて10分の4から全部】
- ②被害を受けた家屋の罹災証明書の損害程度判定が

「半壊」以上の場合【損害割合に応じて10分の4から全部】

- ③被害を受けた当該償却資産価格における減少した価格の割合が、10分の2以上の場合【損害割合に応じて10分の4から全部】

■国民健康保険税の減免について

災害により、下記の①から④のいずれかに該当する人が対象になります。

- ①主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った、または行方不明となった場合【全部】
- ②主たる生計維持者が、事業等を廃止した場合または失業した場合【全部】
- ③主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）が平成30年の事業収入などの額の10分の3以上（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）減少し、平成30年の合計所得金額が1,000万円以下である人（当該合計所得金額のうち事業収入など以外の所得が400万円を超える場合を除く）【前年の合計所得額に応じて10分の2から全部】
- ④主たる生計維持者の居住する住宅が被害を受けた場合で、罹災証明書の損害程度判定が、「半壊」以上の場合【損害割合に応じて2分の1から全部】

■申請の方法について

・提出書類について

減免申請書および減免申請書に添付資料として記載のある書類

※代理申請の場合は、委任状が必要です。

・減免申請書の提出先

必要事項を記入・押印の上、税務住民課へ郵送もしくは直接提出してください。

■決定および通知について

申請いただいた該当税目の審査終了次第、減免の可否、減免額を決定し通知します。

〒税務住民課 課税係 ☎582-2114

就学援助制度について

台風19号の災害により、経済的に就学困難となった小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費など就学に必要な費用の一部を支給します。

【援助対象】

- ・主たる家計維持者が離職・休職したことによる家計急変の場合
- ・町が発行する罹災証明書において居住家屋が半壊以上の判定を受けた場合

- ・市町村民税の特別措置に基づく町民税、固定資産税等の減免または免除があった場合

詳しくは、下記まで問い合わせください。

〒こども教育課 学校教育係 ☎582-2403

e-Tax 用 ID・パスワード 発行の出張受付

パソコン・スマホから確定申告ができる e-Tax 用の ID・パスワードの発行受付を行います。

本来は税務署で職員との対面による手続きが必要ですが、次の日時で税務署職員が出張し受付を行います。この機会をぜひご利用ください。

■日時 12月18日(木) 13:30～16:30

■場所 桑折町役場 第2会議室

■持ち物 顔写真付きの身分証明書

(運転免許証・パスポートなど)

※ ID・パスワードは、後日税務署から郵送されます。

※今回は新たに利用者識別番号を付与するため、以前に利用者識別番号を取得したことがある人は、従来の番号を使ってメッセージボックスを閲覧することができなくなります。

■ e-TAX とは

インターネットを利用して電子的に確定申告ができるシステムです。画面に従い手元の書類の数字を入力するだけで簡単に確定申告ができます。

■ e-Tax のメリット

申告期間中、24時間いつでも利用可能です。自宅や好きな場所で申告ができます。還付申告の場合、通常より早く還付金を受け取れます。

■ e-Tax でこんな申告ができます

医療費控除や住宅ローン控除（2年目以降）の適用、勤務先で年末調整をしていない場合など

■ e-Tax の利用に必要なもの

・マイナンバーカード方式

マイナンバーカード+パソコンとカードリーダー またはマイナンバー対応のスマートフォン

・ID・パスワード方式

税務署が本人確認をして発行した ID・パスワード +パソコンまたはスマートフォン（今回上記で開催する出張受付で発行できます。）

■ 問い合わせ

・ e-Tax 作成コーナーヘルプデスク

(e-Tax の利用について) ☎ 0570-01-5901

・ 福島税務署 (申告書などの作成、記載内容などの相談) ☎ 534-3121 (音声ガイダンス)

・ マイナンバー総合フリーダイヤル (IC カードリーダーの設定など) ☎ 0120-95-0178

・ 税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

交通事故防止県民総ぐるみ運動

12/10(木)～1/7(木) **運動のスローガン**

『夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故』
一人一人が交通ルール・マナーを守りましょう
■生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2111

介護保険料の減免申請について

今回の被害の程度に応じて、申請により介護保険料が減免されますので、お知らせします。なお、町で罹災証明書の交付を受けた人で、介護保険料の減免に該当する人には、申請書などを個別に郵送します。

※【 】は減免割合です。

■ 減免の対象

平成31年度(令和元年度)の介護保険料で、令和元年10月12日に納期が到来するものが対象です。

■ 減免について

災害により、下記の①から③のいずれかに該当する人が対象になります。

①主たる生計維持者が死亡、障害者となった、重篤な傷病を負った、または行方不明となった場合【全部】

②主たる生計維持者の事業収入など(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)が平成30年の事業収入などの額の10分の3以上(保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く)減少した人(当該合計所得金額のうち事業収入など以外の所得が400万円を超える場合を除く)【前年の合計所得額に応じて10分の8から全部】

③主たる生計維持者の居住する住宅が被害を受けた場合で、罹災証明書の損害程度判定が、「半壊」以上の場合【損害割合に応じて2分の1から全部】

■ 申請の方法について

・ 提出書類について

減免申請書および減免申請書に添付資料として記載のある書類

※代理申請の場合は、委任状が必要です。

・ 減免申請書の提出先

必要事項を記入・押印の上、健康福祉課へ郵送もしくは直接提出してください。

■ 決定および通知について

申請いただいた被害の状況の審査終了次第、減免の可否、減免額を決定し通知します。

■健康福祉課 介護保険係 ☎ 582-1134

保育所・預かり保育・ 放課後児童保育料の減免について

台風19号の災害により、町の発行する罹災証明において居住家屋が半壊以上の判定を受けられた保護者に対して、保育所保育料・預かり保育料および放課後児童保育料の減免をします。

■こども教育課 幼児教育係 ☎ 582-2403

自衛官候補生募集

自衛隊では、随時、自衛官候補生を募集しています。
■自衛隊福島地方協力本部 福島募集案内所
☎ 545-7995



町の奨学金資金貸付制度 令和2年度奨学生募集

町では経済的な理由で就学することが困難な町内在住の生徒・学生のために、無利子の奨学金貸与制度を設けています。令和2年度の奨学生募集を下記のとおり行います。

- 提出期限 令和2年1月31日金【必着】
- ※学力や世帯の所得などについての基準があります。
- ※出身校の推薦調書が必要となります。
- ※募集要項や申請書は町ホームページに掲載していますので、詳細はご確認ください（こども教育課でも配付します）。

☎こども教育課 学校教育係 ☎ 582-2403

介護などに係る税務申告書類

要介護等認定高齢者の障害者控除用「対象者認定書」、おむつ代の医療費控除2年目以降添付用「確認書」は、申請により健康福祉課で発行します。

- 受付期限 12月13日金まで
 - 受付場所 健康福祉課 介護保険係
 - 必要なもの
 - ・申請書または確認依頼書（健康福祉課で配布）
 - ・印鑑（申請者）
 - ・介護保険被保険者証
 - ・窓口に来所する人が本人でない場合は、身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
- 詳しくは、11月6日発行お知らせ版をご覧ください。ただくか、下記に問い合わせください。

☎健康福祉課 介護保険係 ☎ 582-1134

電話予約による 住民票等交付の窓口延長

- 日時 毎週木曜日（祝日除く）19:00まで
- 内容 住民票、戸籍、印鑑・税証明書

当日17:00までに税務住民課
☎582-2114へご予約ください。



旧伊達郡役所 臨時休館

館内定期清掃のため、下記のとおり休館となります。ご不便をおかけしますが、ご協力お願いします。

- 日時 12月17日金 9:00～12:00
- ※午後は通常通り開館します。

☎生涯学習課 歴史文化係 ☎ 582-3129

冬期水泳教室参加者募集

❶成人向け「アクアエクササイズ&水中ウォーキング」
（各コース 全8回）定員20人
水の浮力や抵抗を活かした体幹トレーニングと有酸素運動を行います。【1回500円でお試し参加OK!】

- ①月曜コース〈10:30～11:30〉
1月20日～3月16日 毎週月曜日【2/24休み】
- ②木曜コース〈18:30～19:30〉
1月16日～3月5日 毎週木曜日

❷成人向け「水泳教室」
（各コース 全8回）定員10人
クロール以外の種目にも挑戦したい人や初心者OK!

- ①月曜コース〈13:30～14:30〉
1月20日～3月16日 毎週月曜日【2/24休み】
- ②木曜コース〈10:30～11:30〉
1月16日～3月5日 毎週木曜日

【受講料】各コース4,000円（初回に納入）
※別途プール利用料金がかかります。
【申し込み期間】12月6日金～12月19日金

❸「子ども水泳教室」
（各コース全8回）定員各20人
「小学生初級コース」けのび、バタ足、クロールを練習します。※1～3年生対象

- ①木曜コース〈16:00～17:00〉
1月16日～3月5日 毎週木曜日
- ②金曜コース〈16:00～17:00〉
1月17日～3月6日 毎週金曜日

【小学生中級コース】クロール、背泳ぎ、平泳ぎの泳法と50m完泳を目標に練習します。
※3年生以上、25mクロール完泳者対象
水曜コース〈18:30～19:30〉
1月15日～3月4日 毎週水曜日

【小学生上級コース】
4種類の泳力アップ、自己タイム短縮を目標に練習します。※50mクロール完泳者対象
金曜コース〈18:30～19:30〉
1月17日～3月6日 毎週金曜日

❹幼稚園児向け「水慣れ教室」(各コース全8回)
定員各20人 水慣れ・もぐり・浮き身をします。
※対象：4歳からの保育・幼稚園児

- ①水曜コース〈16:00～17:00〉
1月15日～3月4日 毎週水曜日
- ②土曜コース〈10:30～11:30〉
1月18日～3月7日 毎週土曜日



【受講料】各コース3,000円（初回に納入）
【申し込み期間】12月6日金～12月19日金

- ☆先着順ではありません
- ☆定員を超えた場合は抽選となる場合があります。
- ☆成人・子ども向けともに町内在住者優先です。
- ☆受講者には後日連絡をします。
- ☆「イコーゼ!」窓口での受付のみとなります。

■申し込み・問い合わせ
屋内温水プール「イコーゼ!」 ☎ 582-3129

電話での申し込みは受け付けていません。